

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2024年12月6日

関西電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関ソ発第 17 号
2024 年 12 月 6 日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 1 6 号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025 年 1 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2024年2月6日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2025年1月の検針日から2025年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 16（従量電灯）(2)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4），供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2），供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 16（従量電灯）（2）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ロ，供給約款 17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（3）ハ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（3）の電力量料金は，各供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り，かつ，40,700 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合
平均燃料価格は，40,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (40,700 \text{ 円} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(d) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，b の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2024年9月1日から2024年11月30日までの期間	2025年1月の検針日から2025年2月の検針日の前日までの期間
2024年10月1日から2024年12月31日までの期間	2025年2月の検針日から2025年3月の検針日の前日までの期間
2024年11月1日から2025年1月31日までの期間	2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，a に準ずるものといたします。この場合，a にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたしま

す。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までの期間	2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	9円71銭	5円05銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	19円42銭	10円10銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	38円84銭	20円20銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	58円26銭	30円30銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	97円10銭	50円49銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	97円10銭	50円49銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	29円00銭	15円08銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	58円01銭	30円16銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	58円01銭	30円16銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までの期間	2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0円78銭	0円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円57銭	0円81銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円57銭	0円81銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	15円65銭	8円14銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15円65銭	8円14銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までの期間	2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	8円23銭	4円28銭
契約電力1キロワット1日につき	16円45銭	8円55銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

【2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	4円11銭	8円22銭	16円45銭	24円67銭	8円22銭

【2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1日につき	2円14銭	4円28銭	8円55銭	12円83銭	4円28銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		2025年1月の検針日から2025年 3月の検針日の前日までの期間	2025年3月の検針日から2025年 4月の検針日の前日までの期間
最 料 低 金	1契約につき最 初の15キロワ ット時まで	37円50銭	19円50銭
電 力 量 料 金	上記をこえる1 キロワット時に つき	2円50銭	1円30銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2025年1月の検針日から2025年 3月の検針日の前日までの期間	2025年3月の検針日から2025年 4月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	2円50銭	1円30銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	64 銭 1 厘
	10ワットをこえ 20ワットまでの1灯につき	1 円 28 銭 2 厘
	20ワットをこえ 40ワットまでの1灯につき	2 円 56 銭 3 厘
	40ワットをこえ 60ワットまでの1灯につき	3 円 84 銭 6 厘
	60ワットをこえ 100ワットまでの1灯につき	6 円 40 銭 9 厘
	100ワットをこえる1灯につき 100ワット までごとに	6 円 40 銭 9 厘

小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 91 銭 4 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 82 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 82 銭 8 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 03 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 03 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 08 銭 6 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
1 日につき	27 銭 2 厘	54 銭 2 厘	1 円 08 銭 6 厘	1 円 62 銭 8 厘	54 銭 2 厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は，1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和6年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和7年2月分から令和7年3月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.5円（消費税等相当額を含む）を、令和7年4月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025年2月分～3月分	2025年4月分
		(a)	(b)
1kWhにつき	低圧で供給を受ける場合	2円 50銭	1円 30銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2025年2月分～3月分	2025年4月分
				(※1)	(※2)	(※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電 灯	10W まで	1 灯	3.884	9円 71銭	5円 05銭
		10W をこえ 20W まで		7.768	19円 42銭	10円 10銭
		20W をこえ 40W まで		15.536	38円 84銭	20円 20銭
		40W をこえ 60W まで		23.304	58円 26銭	30円 30銭
		60W をこえ 100W まで		38.840	97円 10銭	50円 49銭
		100W をこえる 100W までご とに		38.840	97円 10銭	50円 49銭
	小型機器	50VA まで	1 機器	11.601	29円 00銭	15円 08銭
		50VA をこえ 100VA まで		23.202	58円 01銭	30円 16銭
		100VA をこえる 100VA までご とに		23.202	58円 01銭	30円 16銭
臨時電灯 A	50VA まで	1 契約 1 日に つき	0.313	0円 78銭	0円 41銭	
	50VA をこえ 100VA まで		0.626	1円 57銭	0円 81銭	
	100VA をこえ 500VA までの場 合 100VA までごとに		0.626	1円 57銭	0円 81銭	
	500VA をこえ 1kVA まで		6.260	15円 65銭	8円 14銭	
	1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに		6.260	15円 65銭	8円 14銭	
臨時電力	0.5kW の場合	1 契約	-	(※3) 8円 23銭	(※3) 4円 28銭	
	1kW の場合	1 日に つき	6.579	16円 45銭	8円 55銭	
農事用電力 (脱穀調整用電力)	0.5kW の場合	1 契約	1.645	4円 11銭	2円 14銭	
	1kW の場合		3.289	8円 22銭	4円 28銭	
	2kW の場合	1 日に つき	6.579	16円 45銭	8円 55銭	
	3kW の場合		9.868	24円 67銭	12円 83銭	

	3kWをこえ1kWを増すごとに		3.289	8円 22銭	4円 28銭
従量電灯A	最初の15kWhまで	1契約	15.000	37円 50銭	19円 50銭
臨時電灯B 公衆街路灯B	15kWh超過分	1kWh	1.000	2円 50銭	1円 30銭

- ※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。